

第7章 産業廃棄物処理対策

第1 事業者指導

昭和46年9月に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に明定された事業者責任の原則により、事業者が産業廃棄物の適正な処理を行なうよう指導するとともに昭和47年度中に事業者団体等に対し、同法の説明会を35回開催し、法の趣旨の周知徹底を図った。

一方、法律に基づき、昭和47年9月から産業廃棄物処理施設設置届出の受付を開始し、施設設置および維持管理について積極的な指導に努めた。なお、昭和47年度産業廃棄物処理施設届出受理件数(既設を含む。)は、71件であった。

第2 産業廃棄物処理業の許可

昭和47年9月から産業廃棄物にかかる処理業許可申請の受付を開始し、許可に際しては申請者に対する積極的な事前指導を行なうため予備審査制度を採用し、適正なものについて許可した。その概要は、次のとおりである。

昭和47年度許可状況

審査件数	123件
許可件数(収集および運搬業)	7件
指導書交付件数	54件

第3 産業廃棄物処理計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条に基づく産業廃棄物処理計画を策定するため、府下約30,000事業所を対象に実態調査を実施し、府下の産業廃棄物の排出量および処理処分実態のは握に努めた。

また、各事業者団体ごとに調整会を開催し、事業者処理の現況および将来見通し等についての意見聴取を行なった。

第4 広域処理対策の推進

大阪府は地域が狭く中小企業が集中しているという特殊事情から産業廃棄物のすべてを、事業者のみによって処理処分させることは困難な面もある。このため、本府においては、事業者責任の原則をふまえながらこれを補完する立場で広域的、総合的な観点から、中小企業から排出される産業廃棄物の処理を一部実施することとし、昭和45年度から堺第7-3区に最終処分地を確保するための施設整備を実施している。その進捗状況は表-99のとおりである。

表-99 処分地整備状況

年度 事業名	全体計画		46年度まで施工済		47年度施工	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
用地造成	m ² 65,000	千円 1,720,600	m ² 50,700	千円 1,325,000	m ² 14,300	千円 395,600
えん堤	m 4,400	14,937,400	m 803	1,600,000	17m 下部工 855m	2,160,400
検取所	用地 1,200m ² 建物118m ²	22,517	用地 1,200m ²	8,640	建物 118m ²	13,877
中仕切り堤	m 1,100	1,475,500	-	-	625m	840,000
合計		18,155,517		2,933,640		3,409,877

第5 (財)大阪産業廃棄物処理公社事業

(財)大阪産業廃棄物処理公社が昭和47年度において実施した事業は次のとおりである。

- (1) 堺第7-3区埋立処分事業の検討
- (2) 廃棄物処理事業の検討
- (3) 排出者等との調整
- (4) 廃棄物の処理、処分に関する調査研究